

分散型エネルギー複合最適化実証事業費補助金

業 務 方 法 書

平成 2 2 年 4 月

一般社団法人 都市ガス振興センター

分散型エネルギー複合最適化実証事業費補助金業務方法書

(目的)

第1条 この業務方法書は、経済産業大臣が定める分散型エネルギー複合最適化実証事業費補助金交付要綱（平成22年3月31日付け平成22・03・24財資第28号。以下「要綱」という。）第22条により、一般社団法人 都市ガス振興センター（以下「センター」という。）が、要綱に基づき行う分散型エネルギー複合最適化実証事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付の手続き等を定め、もってその業務の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

(適用)

第2条 センターが行う補助金の交付は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及びその他の法令並びに要綱に定めるところによるほか、この業務方法書による。

(補助事業及び要件)

第3条 センターは、分散型エネルギーである天然ガスコージェネレーションシステムと再生可能エネルギー供給設備を組み合わせることにより、発生する熱や電気を複数の建物に供給し、情報通信技術を活用した供給機器の制御によりエネルギー需給を最適化する「スマートエネルギーネットワークシステム」（以下、「本システム」という。）を構築し、併わせて、本システムの有効性を検証するための、次の各号の要件に適合する実証事業（以下「補助事業」という。）の実施に要する経費について、予算の範囲内で補助金を交付する事業を行う。

- (1) 需給計測装置および供給制御装置を有し、エネルギーの供給変動、需要変動に対応しつつ、省エネ・省CO₂効果が最も効率的となるエネルギー制御システムを構築すること。
- (2) エネルギー供給設備は天然ガスコージェネレーションシステムと出力変動のある再生可能エネルギー供給設備（太陽光発電装置および太陽熱集熱装置等）の組み合わせとし、これらのエネルギー供給設備の複数の組合せについて実証すること。
- (3) 需要設備は熱と電気を消費する複数の建物にあること。
- (4) 複数建物にまたがる、熱・電気の融通を行うこと。

(補助金交付の対象)

第4条 センターは、補助事業に要する経費のうち、補助金交付対象としてセンターが認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、当該補助事業を行う者（以下「補助事業者」という。）に対し、予算の範囲内において当該補助対象経費に充てるため補助金を交付する。ただし、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）は補助の対象外とする。

2 前項に定める補助対象経費の区分は、別表1のとおりとする。

(補助金の額)

第5条 センターが補助事業者に対して交付する補助金の額は別表2のとおりとする。

(補助事業者の募集及び申請方法)

第6条 センターは、別に定める募集期間中に補助事業者を募集する。

2 前項の募集期間中に補助金申請を行おうとする者(以下「申請者」という。)は、次の手続きを行うものとする。

(1) 申請者は、補助金交付申請書(様式第1)に当該補助事業が補助金交付の要件に適合することを証する以下の書類を添付してセンターに提出する。

(ア) 全体配置図

(イ) 本システムの仕様表、配置図及びシステム図(補助金交付申請範囲が明示されているもの)

(ウ) 補助事業の効果(環境性、再生可能エネルギーとの親和性、普及性)

(エ) 補助事業の特筆すべき事項(次世代エネルギー・社会システム実証との関連性、関連実績、先進性等)

(オ) 見積書の写し

(カ) 補助事業のスケジュール

(キ) 会社概要

(ク) その他センターが提出を求める書類(リース契約書等)

(2) 申込みは、センターに郵送、または持参することにより行う。

(評価委員会)

第7条 センターは、補助事業を選定することに加え、補助事業の導入効果を評価するため、学識経験者を含む関係分野の専門家で構成される評価委員会を設置する。

2 評価委員会は、申請された全ての補助事業を環境性、再生可能エネルギーとの親和性、普及性、次世代エネルギー・社会システム実証との関連性、関連実績、先進性等を総合的に審査し選定する。

3 評価委員会は、本システムの所有者が計測し報告した運転時のデータ(以下「効果検証データ」という。)を基に補助事業の導入効果を評価し、本システムの有用性を明らかにする。

(交付決定の通知)

第8条 センターは、第6条第2項の補助金交付申請書を受付けたときは、当該申請書類に基づきその内容を審査する。

2 センターは、補助金を交付することが適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、速やかに申請者に交付決定通知書(様式第2)を送付するものとする。この場合において、センターは、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき必要な条件を付することができるものとする。

3 センターは、補助金の交付が適当でないと認めるときは理由を付して、その旨を申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第9条 前条第2項の規定による交付決定の通知を受けた者は、当該通知に係る補助金の交付の決定内容又はこれに付された条件に不服があり、当該申請の取下げをしようとするときは、当該通知を受けた日から起算して10日以内に、交付申請取下げ届出書(様式第3)をセンターに提出しなければならない。

(計画変更の承認等)

第10条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ計画変更等承認申請書(様式第4)をセンターに提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助対象経費の区分毎に配分された額を変更しようとするとき。ただし、各配分額の10パーセント以内の流用増減を除く

(2) 補助事業の内容を変更しようとするとき

~~(3) 補助事業の全部又は一部を他に継承しようとするとき~~

(34) 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき

2 センターは、前項に基づく補助事業計画変更等承認申請書を受理したときは、これを審査し、当該申請に係る変更の内容が適正であると認め、これを承認したときは、計画変更等承認結果通知書(様式第5)を補助事業者に送付するものとする。

3 センターは、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができるものとする。

(契約等)

第11条 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般競争または指名競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般競争または指名競争に付すことが困難または不相当である場合は、随意契約によることができる。

(債権譲渡の禁止)

第12条 補助事業者は、第8条第2項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部をセンターの承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律(平成10年法律第105号)第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の2に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合には、この限りでない。

2 センターが第17条第1項の規定に基づく確定を行った後、補助事業者が前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、補助事業者がセンターに対し、民法(明治29年法律第89号)第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律(平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。)第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合には、センターは次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次の各号に掲げる異議を留めるものとする。また、補助事業者から債権を譲り受けた者がセンターに対し、債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知若しくは民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する

承諾の依頼を行う場合についても同様とする。

- (1) センターは、補助事業者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。
 - (2) 債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属並びに行使を害すべきことを行わないこと。
 - (3) センターは、補助事業者による債権譲渡後も、補助事業者との協議のみにより、補助金の額その他の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら補助事業者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。
- 3 第1項ただし書に基づいて補助事業者が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、センターが行う弁済の効力は、~~予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第42条の2の規定に基づき、センターが同令第1条第3号に規定するセンターが支出官に対して~~支出の決定の通知を行ったときに生ずるものとする。

(事故の報告)

第13条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合は、事故報告書(様式第6)をセンターに提出し、その指示に従わなければならない。

(状況報告)

第14条 補助事業者は、センターが特に必要と認めて指示したときは、その指示した期間に係る補助事業の実施状況について、指示する期日までに実施状況報告書(様式第7)をセンターに提出しなければならない。

(データの報告)

第15条 本システムの所有者は、本システムの導入効果を検証するために別途定める効果検証データを、稼動後、センターの1会計年度継続して計測し、年度毎にとりまとめ、効果検証データ報告書(様式第8)をセンターに提出しなければならない。

(実績報告)

第16条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、完了の日から起算して30日以内又は当該補助事業の完了した日の属するセンターの会計年度の2月28日のいずれか早い日までに、次の手続きにより補助事業の実績報告を行う。

- (1) 補助事業者は、補助事業実績報告書(様式第9)をセンターに提出しなければならない。
 - (2) 報告は、センターに送付、または持参することにより行い、送付の場合は消印日を受付日とし、持参の場合は持参日を受付日とする。
- 2 補助事業者は、補助事業がセンターの会計年度内に終了しなかったときは、翌会計年度の4月10日までに補助事業年度末実績報告書(様式第10)をセンターに

提出しなければならない。

- 3 第1項又は前項の場合において、やむを得ない理由によりその提出が遅延する場合には、あらかじめセンターの承認を受けなければならない。

(補助金の額の確定等)

- 第17条 センターは、前条第1項の補助事業実績報告を受理し、当該報告に係わる書類の審査及び現地調査等により、その報告に係る補助事業の内容が、補助金の交付の決定内容（第10条第2項の規定に基づく承認をしたときは、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付する補助金の額を確定し、速やかに補助事業者に対して補助金支払確定通知書（様式第11）により通知するものとする。
- 2 前項の補助金の額の確定は、補助対象経費の区分ごとに配分された経費の実支出額に補助率を乗じて得た額と、第8条第2項の交付決定通知における対象経費の区分ごとの補助金交付予定額（変更された場合は、変更された額とする。）とのいずれか低い額の合計額とする。
- 3 センターは、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が支払われているときは、その超える部分の補助金の返還を請求するものとする。
- 4 前項による補助金の返還の期限は、当該請求のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、補助事業者は、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金をセンターに納付しなければならない。

(補助金の支払)

- 第18条 センターは、第17条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後、補助金を支払うものとする。ただし、必要があると認められる場合には、補助金の一部について概算払いをすることができる。
- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、補助金精算（概算）払請求書（様式第12）をセンターに提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

- 第19条 センターは、第10条第1項第4号第3号の規定による申請があった場合及び次の各号に該当すると認められる場合には、第8条第2項の規定による補助金交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又は交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができるものとする。
 - (1) 補助事業者が法令、要綱、本業務方法書に基づくセンターの処分又は指示に違反した場合
 - (2) 補助事業者が補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
 - (3) 補助事業者が補助事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合
 - (4) 前各号に掲げる場合のほか、交付の決定後に生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 センターは、前項の規定による取消しをした場合において、当該取消しに係る部

分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を請求するものとする。

- 3 センターは、前項の返還を請求するときは、第1項第4号に規定する場合を除き、当該補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年利10.95パーセントの割合で計算した加算金を併せて当該補助事業者から徴収するものとする。
- 4 第2項に基づく補助金の返還については、第17条第4項の規定を準用する。

（産業財産権に関する届出）

第20条 補助事業者は、補助事業に基づく発明、考案等に関して特許権、実用新案権又は意匠権（以下「産業財産権」という。）を取得した場合、又はこれらを譲渡し若しくは実施権を設定した場合には、遅滞なく補助事業産業財産権届出書（様式第13）をセンターに提出しなければならない。

（財産の管理等）

第21条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 補助事業者は、取得財産等について取得財産等管理台帳（様式第14）を備え、管理するとともに、当該年度に取得財産等があるときは、取得財産等明細表（様式第14）を第16条第1項に定める補助事業実績報告書に添付して提出するものとする。
- 3 センターは、補助事業者が取得財産等を処分することにより、収入があり、又は収入があると認められるときは、その収入の全部又は一部をセンターに納付させることができるものとする。

（財産の処分の制限）

第22条 取得財産等のうち、処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産とする。

- 2 補助事業者は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められた耐用年数の期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書（様式第15）をセンターに提出し、その承認を受けなければならない。
- 3 前条第3項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。
- 4 前項の納付については、第17条第4項の規定を準用する。
- 5 第2項の規定により定められた期間を経過した取得財産等を処分することにより補助事業者が得た収入については、前条第3項の規定は適用しない。

(補助事業の経理等)

第23条 補助事業者は、補助金の経理について、補助金以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、当該会計帳簿及び収支に関する証拠書類を補助事業の完了した日又は補助事業の廃止の承認があった日の属する会計年度の終了後5年間保存しておかなければならない。

(センターによる調査)

第24条 センターは、補助金等に係る予算の執行の適正を期するために必要があるときは、補助事業者等に対して調査等を行うことができる。

2 補助事業者等は、センターが必要な範囲内において調査等を申し出た場合は、これに協力しなければならない。

3 第1項に規定する調査等は第18条に定める補助金の支払いの終了後であってもこれを適用できるものとする。

(雑則)

第25条 この業務方法書に定めるもののほか、この業務方法書の施行に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この業務方法書は、平成22年4月8日から施行する。

[別表1]

第4条第2項に定める経費の区分は次のとおりとする。

区分	内容
設計費	補助事業の実施に必要な設計に要する経費 (1) 設計費
設備機器費	補助事業の実施に必要な設備に要する経費 (1) コージェネレーション設備およびその付帯装置 (2) 再生可能エネルギー供給設備（太陽光発電装置および太陽熱集熱装置等）およびその付帯装置 (3) 冷凍機およびその付帯装置 (4) 冷温水機およびその付帯装置 (5) 空調設備およびその付帯装置 (6) ボイラー設備およびその付帯装置 (7) エネルギー貯蔵設備およびその付帯装置 (8) 熱搬送システムおよびその付帯装置 (9) 計測システム (10) 制御システム (11) 配線 (12) 配管 (13) 保守・改造修理費
設備工事費	補助事業の実施に必要な工事に要する経費 (1) 設備機器基礎工事 (2) 搬入工事 (3) 据付工事（防振工事を含む） (4) 電力・信号配線工事 (5) 配管工事 (6) 計測装置工事 (7) ガス内管工事 ※ 補助事業の対象設備にガスを供給する専用導管部分のみとする。 (8) 電気工事 (9) システム調整、ロジック改造
データ評価・解析費	補助事業の実施に必要なデータ解析、シミュレーション等に要する経費 (1) 外注費

※補助対象経費に消費税等は含まれない

[別表 2]

第 5 条に定める補助金の額は次のとおりとする。

算 定 方 法
1. 補助対象経費の区分ごとに、下記 2. の補助率を乗じた額の合計額とする。
2. 補助率 1 / 2 以内

※補助対象経費に消費税等は含まれない